平成２５年（フ）第２７３号
横浜市神奈川区神之木台５番９号　碧荘102号
債務者　佐藤サチ子（旧姓田辺）
1　決定年月日時　平成25年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２８９号
横浜市鶴見区下末吉２丁目11番５号　寿荘203号
債務者　川井田光夫
1　決定年月日時　平成25年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３０５号
横浜市港北区高田東３丁目６番27号　ミクリヤハイツ202
債務者　瀬田　竜太
1　決定年月日時　平成25年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第３１５号
横浜市南区二葉町１丁目１番地30　モルゲンロート吉野町701
債務者　梅村　京子
1　決定年月日時　平成25年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月８日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第２１号
岡山県玉野市玉原２丁目６―10、住民票上の住所岡山市北区桑田町３番11号　ラヴニール桑田町シュペリオール605号
債務者　東　　重樹
1　決定年月日時　平成25年３月５日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月７日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月16日午前10時
岡山地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第１０号
栃木県栃木市藤岡町藤岡5065番地１
債務者　寺本　　剛
1　決定年月日時　平成25年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月10日午後１時30分
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２５年（フ）第５６号
東京都国立市富士見台２丁目12番地の14プチメゾン102
債務者　梅田　　守
1　決定年月日時　平成25年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月９日午後３時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第２８３号
横浜市都筑区川和町650番地　ホープ横浜都筑516
債務者　古閑　繁張
1　決定年月日時　平成25年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月10日午後４時
横浜地方裁判所第３民事部

平成２５年（フ）第５号
長野県小諸市乙998番地４
債務者　池野　麻矢
1　決定年月日時　平成25年３月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月21日午後１時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２５年（フ）第８号
長野県小諸市乙998番地４
債務者　池野眞理子
1　決定年月日時　平成25年３月５日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月９日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月21日午後１時30分
長野地方裁判所佐久支部

平成２４年（フ）第１２７６号
東京都立川市柴崎町３丁目13番22号カトル・セゾンⅡ201号
債務者　赤石　智淳
1　決定年月日時　平成25年３月４日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月10日午前10時
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２５年（フ）第５８号
静岡県浜松市西区入野町8997番地
債務者　仲摩　　宏
1　決定年月日時　平成25年３月５日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月10日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月10日午前10時30分
静岡地方裁判所浜松支部破産係

平成２５年（フ）第８３号
栃木県矢板市上町９番28号
債務者　星野　貴志
1　決定年月日時　平成25年３月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月10日午後４時
宇都宮地方裁判所第１民事部破産・再生係

平成２５年（フ）第１号
栃木県小山市大字外城204番地１　ユーミーアズール201号室、従前の住所栃木県小山市西城南１丁目７番地45
債務者　草野　慶信
1　決定年月日時　平成25年２月28日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月13日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月14日午後２時
宇都宮地方裁判所栃木支部

平成２５年（フ）第１９６７号
東京都青梅市小曾木４丁目2706―３
債務者　田代佐代子
1　決定年月日時　平成25年３月１日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成25年５月14日まで
5　免責審尋期日　平成25年５月14日午前10時
東京地方裁判所民事第20部